

### 議案第 3 3 号

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 4 日提出

天理市長 並 河 健

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病

補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。